

発行／栃木市議会 編集／議会広報紙発行特別委員会 TEL.0282-21-2253

概要版

オリン晃電社工場跡地土地購入等に係る 調査特別委員会（通称：100条委員会）調査報告

オリン晃電社工場跡地土地購入等に係る調査特別委員会（通称：100条委員会）は、平成22年6月の定例会において設置され、約1年をかけて、①計画策定の経緯と妥当性、②土地購入をめぐる経緯と地価の妥当性、③市の管理監督責任について調査してきました。

平成23年6月23日の市議会において、調査報告書を議決しましたので、市民の皆さんにその報告書の概要をお知らせします。

オリン晃電社工場跡地購入問題とは

旧栃木市において、平成21年5月、農林課が「太平山麓における活性化整備事業計画（素案）」を策定し、それに基づいて用地の取得依頼を受けた栃木市土地開発公社が、オリン晃電社工場跡地（箇部町4丁目地内、19,140.01m²）を2億100万円で購入していたという問題で、市議会には一切知らされず、秘密裡に進められていました。

合併直前の市議会で取り上げられ、計画策定の経緯や妥当性、土地購入の経緯や購入価格に問題があることが明らかになり、「100条委員会」設置の動議が出されました。否決されていました。

100条委員会が設置され、真相解明へ

合併後の新市議会で、問題追及の動きが強まり、昨年の6月定例会で、「100条委員会」設置の動議が再び提出され、全会一致で可決、設置されました。

委員会は34回開催され、記録の分析、実地調査、証人尋問（32人）などの調査を行いました。この程、調査結果がまとまり、6月定例会で議決となったものです。報告書では、市長に対し、責任追及や再発防止策を提言し、議会としては、石橋元副市長を偽証の疑いがあるとして、告発に向け動き出しました。



太平山麓における活性化整備事業計画（素案）

地域活性化の拠点として、農業生産法人が事業主体となり、国の農業補助金を活用して、当該地に「植物生産工場」等を整備するというものです。

「事業主体が設立されていない」「採算性等の検証が不十分」「整備手法が不自然」など、計画の不透明さや策定経緯に疑義がだされていました。

100条調査権・100条委員会とは

地方自治法第100条を根拠とする議会の調査権を「100条調査権」と言い、議会から調査権を委任された特別委員会のことを通称で「100条委員会」と言います。その目的は、当該団体の不祥事件等に対し、その原因や背景、再発防止などについて調査することです。この調査に対して出頭拒否や偽証が認められたときは、議会に告発する権限が付与されています。

計画策定の経緯と妥当性
土地購入の経緯と地価の妥当性

→ 不当と判断

委員会の判断

1. 「太平山麓における活性化整備事業計画」策定の経緯及びその妥当性に関する事項について

本事業計画は、特定事業者の提案から特定の土地の購入を前提に進められており、公正性、客観性の確保という観点において、また、事業の確実性という観点においても事業自体の検証さえなされておらず、府内の関係部署等との十分な協議、計画の公表、住民の意見聴取等の手続きも経っていない。その策定経緯は、不自然、不透明であり、合理性がない。

以上の点から、本委員会は、本事業計画は意思決定、策定経緯及びその内容において著しく不当であると判断する。

2. 栃木市土地開発公社による土地購入をめぐる経緯及び地価の妥当性等に関する事項について

公社は、土壤汚染がないものとして不動産鑑定を依頼し、2億100万円で購入している。価格に大きな影響を与える土壤汚染調査は購入前に行われず、また、本来購入前に行う既存建物の現状調査も購入後に行われており、適正な手順とは言えない。

当該地を、事業主体や事業計画が確定される前に、しかも十分に調査することなく購入したことは、事業を推進するためというより、土地売買が目的であったと言うほかはない。以上の点から、本委員会は、当該地の購入をめぐる経緯及びその購入価格において不当であると判断する。

なお、本委員会が行った鑑定評価価格は9,300万円(心理的嫌悪感の影響等を考慮)であり、また公社による土壤汚染調査の結果、環境基準以上の有害物質が検出されており、土地購入は著しく不当であったことが証明された。

3. 市の管理監督責任に関する事項について

本事件では、市及び公社の計画において、実質的な機関決定がなされておらず、トップダウンにより一方的に事業が進められた。そのため、担当者は、短期間で策定作業に取り組まざるを得ず、計画策定の日付をさかのぼって起案を行うなど、つじつま合わせの事務処理を行わざるを得なかった。職員をこのような状況に追い込み、それを黙認することによって、仕事がしやすい環境づくりや進行管理を怠った管理職員の責任は非常に重い。

本来なら本事業計画は議会へ報告されるべき案件であるが、その報告はなかった。また、計画からは市が公社を通じて土地を先行取得する必然性は全く認められない。

計画策定・土地購入の経緯
(委員会での調査結果による)

平成20年	
10月	市長、副市長、S社関係者同席のもと、A社から事業展開の相談がある
11月27日	A社、S社との打ち合わせ会議 A社から当該地を活用した水耕栽培の相談があるが、年明けに立ち消え
12月頃	農林課担当職員が副市長から、当該地を活用した補助メニューを内々で調べるよう指示される
平成21年	
1月16日	S社事務所にて、副市長、農林課担当職員は、G社が事業主体となり、事業を実施したいとの相談を受ける
4月下旬	公社事務局長は、副市長から当該地取得の準備を指示される
5月 1日	公社は、土壤汚染がないことを前提に不動産鑑定を依頼(18日、鑑定価格2億147万円の内示、正式な鑑定評価書は翌年1月に提出される)
5月中旬	農林課と公社の協議 双方の主張が折合はず、事業着手は困難な状況となる
5月18日	副市長室にて、経済部、公社の会議 副市長の「1%の可能性でも進めろ」との指示で決定 事務手続きが進められた(土地取得日も指示される)
5月16から24日の間	農林課担当職員は、副市長の命令で、事業計画を策定 起案日を5月8日にさかのぼり、決裁を受ける
5月26日	事業計画を庁議にかけず、持ち回り決裁にて決定 公社理事会では事務局長が造成事業計画を説明
5月27日	市は、公社に用地取得造成を自主事業として取り組むよう依頼
5月28日	公社は、持ち回り理事会で用地取得造成事業を決定 土地売買契約の締結も決定
5月29日	公社は、2億100万円の土地売買契約をO社と締結、手付金3,000万円を支払う 税務課は滞納処分をしなかった
6月 3日	公社は、建物の現地調査を実施
6月19日	公社は、土壤・水質調査を委託(7月23日に完了 汚染はないとした)
6月30日	公社は、融資(市が債務保証)を受け、残金をO社に支払い、所有権移転登記を行う この時点でも、税務課は滞納処分をしなかった
8月 6日	事業主体となるG社が設立される 企画提案書も8月に作成されたが、農林課担当職員は、作成日を5月として事務処理をする

市長への提言

本委員会は ①日向野元市長、石橋元副市長らへの責任追及
②再発防止策 ③問題点の早期解決 について提言しました。

① 責任追及

(1) 石橋元副市長に対し刑事責任を追及すること。

石橋元副市長(公社理事長兼務)は、独断で土地購入を決定し、部下に指示を行った。土壤汚染がないという前提の売買価格(2億100万円)は、当該地の状況を反映せず、不当な価格であり、売主を不当に利するものとなった。これらの行為は、刑法の背任罪に該当する蓋然性が非常に高いことから石橋元副市長に対し刑事責任を追及すべきである。

(2) 日向野元市長、石橋元副市長、当時の公社理事・監事に対し損害賠償請求すること。

市の依頼で公社が事業を行ったこと、市長が債務保証を行っていること、公社の人事権は市長にあることを考えると、市長の管理監督責任は逃れられない。日向野元市長に対し損害賠償請求をすべきである。また、石橋元副市長、当時の公社理事、監事にも、その職責に応じた損害賠償請求をすべきである。

(3) 違法行為を行った職員に懲戒を与えること。

上司の意向に添うため、土地購入の理由付けのため虚偽公文書作成を行った職員及びその管理者は地方公務員法第33条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当することから、懲戒を与えるべきである。

② 再発防止策

(1) 風通しのよい組織体制と職場環境を構築すること。

本事件の発生原因のひとつとして、意思決定過程が不透明であること、組織間、職員間の連携が不十分なこと、意見を言えない職場環境などの問題があることが明らかになった。

このような問題を解決するために、組織体制の整備を図り、働きやすい環境づくりや意思決定過程の透明化を促進させる措置を講ずるよう求められる。

- ①組織体制の整備
- ②職員の意識改革と人材育成
- ③適正な人事評価システムの構築
- ④公益通報制度の実効性の確保

(2) 市民との情報共有化の促進と連携強化を図ること。

本事件においては、市民への情報提供、意見聴取が行われていない。

行政と市民の協働によるまちづくりを進めるためには、それぞれの役割を明確にした上で、情報を共有化し、広く意見を聞いて施策に反映させるなど、住民との連携を強化する必要がある。

特に、情報の共有化を進めることにより、市民、議会、行政の間でまちづくりに関する共通認識を形成し政策的な議論を行う仕組みづくりが必要である。自治基本条例の制定などにより、市民参加、情報共有、徹底した議論を経た政策形成などに、勇気を持って取り組むよう、速やかな対応を求める。

(3) 政策等の形成過程の議会への説明を徹底すること。

市長は政策で選ばれた行政機関の代表であり、議会は市民の代表として選ばれたことを意識して、それぞれの権限行使しなければならない。

二元代表制の趣旨を再認識し、政策等の形成過程の議会への説明を確実に履行すべきである。

本事件においては、議会に対して事業に関する説明がなされていない。当たり前のこと当たり前にできるよう、組織的な対応を求める。

③ 問題点の早期解決

(1) 悪質、大口滞納者に対する対応を強化すること。

本件の土地売買相手方は市税の滞納があり、本来ならこの売買代金より滞納額を差し引くべきであったが、なされなかった。その主な要因は、公社から情報の伝達がなかったこと、税務課内部でも悪質、大口滞納者情報が引き継ぎされてなかつたことである。

悪質、大口滞納者に関しては、税収確保、税負担の公平性という観点で対応を行うことを強く求める。

(2) 土地開発公社のあり方を検討すること。

現在、土地開発公社の存在意義は希薄となっていると言える。

公社が議会の議決を経ることなく、事業や土地取得を行うことは、行政の透明性や説明責任の観点からも問題であると言える。

今回の事件は、この土地開発公社を隠れ蓑に土地購入が行われていたものであり、解散を含めた公社のあり方について検討を行うことを求める。

告発

本委員会は、石橋元副市長が証人尋問において発言した内容が、他の証人の証言や提出された記録などで明らかとなつた客観的事実と異なつてゐること及び他の機関が行った調査における発言内容と食い違つた証言をしてゐることから、尋問で虚偽の証言を行つたと判断し、本会議において偽証の疑いで告発することが議決されました。

100条委員会の開催状況

平成23年

- 1月 7日 証人喚問について
証人喚問の日程等を決定
- 1月14日 証人尋問 民間関係
- 1月18日 証人尋問 農林課、民間関係
- 2月 3日 証人尋問 民間関係
- 2月 4日 証人尋問 民間関係
- 2月23日 証人尋問 石橋元副市長
- 3月 4日 証人喚問について
- 3月31日 証人尋問 日向野元市長
- 3月31日 証人喚問について
- 4月18日 証人尋問(秘密会) 税務課関係
- 4月28日 証人尋問(秘密会) 税務課関係
- 5月20日 調査報告書について
- 5月31日 調査報告書について
- 6月 6日 調査報告書について
- 6月10日 記録の提出請求について
- 6月16日 調査報告書について
- 6月20日 調査報告書について

平成22年

- 6月25日 正副委員長の選出等
- 7月 2日 調査の進め方について等
- 7月16日 調査資料の分析について
農林課、税務課より説明聴取
- 8月 3日 調査資料の分析について
- 8月30日 調査資料の分析について
分析結果の中間報告
- 10月 4日 調査の整理について
- 10月18日 証人喚問に向けて
証人の選定、日程等を調整
- 10月21日 証人喚問に向けて
証人喚問の日程等を決定
- 10月25日 調査の整理について
参考人を招致し、調査の整理
- 11月 1日 証人尋問 農林課関係
- 11月10日 証人尋問 公社関係
- 11月15日 証人尋問 公社関係
- 11月22日 証人尋問 農林課、公社関係
- 11月25日 証人尋問 民間関係
- 12月 20日 証人尋問 民間関係
不動産鑑定の結果報告
- 12月24日 証人尋問 民間関係
- 12月28日 証人尋問 民間関係

開催された100条委員会のようす



長 芳 孝	入 野 登 志 子	増 山 敬 之	委 員 員	委 員 長	副 委 員 長
永 田 天 谷	須 田		氏 家	白 石	
武 志 浩 明	安 裕		幹 晃		

今後も、公正性・透明性を確保するため、積極的に情報発信してまいりますので、市民の皆様のさらなるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

〔広報紙発行特別委員会〕

委員会を終えて

丸一年かかった100条委員会の調査結果は厳しいものになりました。

市役所は市民のためのものでなければなりません。これは、我々議会にも言えます。

この報告書が市民のために働く議会・市役所に変わらる契機となりますように。

委員長 内海 成和

副委員長 平池 紘士

委 員	白石 幹男	福富 善明	慶野 昭次
	高岩 義祐	大阿久 岩人	小堀 良江
	海老原 恵子	大島 光男	(議席順)
	入野 登志子	大出 三夫	